

## 第363回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

### （予算案件）

- 1 令和5年度兵庫県一般会計補正予算（第2号）

### （条例案件）

- 1 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 3 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

### （その他案件）

- 1 損害賠償額の決定
- 2 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更
- 3 県営明石舞子北第1住宅第2期建築工事請負契約の変更
- 4 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の変更
- 5 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号 AB-3 ランプ橋上部工事請負契約の締結

作成年月日	令和5年5月31日
作成部局名	財務部 財政課

# 令和5年度6月補正予算（緊急対策）（案）

令和5年5月31日

# 兵庫県 令和5年度6月補正予算（緊急対策）全体像

国の物価高騰への追加対策を踏まえ、物価高騰等に直面する生活者・事業者に対する支援を実施するとともに、5月8日からの新型コロナウイルス感染症5類移行に対応する必要があることから、令和5年度6月補正予算（緊急対策）を編成

## 0 1 県民生活の安定化に向けた支援

112.1億円

物価高騰の影響に直面する県民生活を支援するため、ひょうご家計応援キャンペーンを実施するとともに、光熱費等高騰の影響を受ける社会福祉施設、私立学校、病院等を支援することで利用者負担の増加を抑制

## 0 2 事業者の経済活動への支援

51.8億円

国の電気・ガス価格激変緩和対策の対象とならない特別高圧電力で受電する中小企業等へ支援を実施するとともに、燃料油価格高騰等による農林水産業のコスト増加を緩和するため、業種に応じた必要な支援を実施

## 0 3 新型コロナウイルス感染症5類移行への対応

0.2億円

5月8日からの新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、医療ひっ迫時の高齢者施設等への支援体制の確保等、新たなフェーズにおける必要な体制を構築

**補正予算規模 164.1億円**

〔一般会計 164.1億円（国庫 164億円、特定 0.1億円）〕

# 施策体系別事業一覧 (1/2)

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
0 1 県民生活の安定化に向けた支援	11,210	11,028	0	172	10	0	0
(1) 家計への支援	7,102	7,102	0	0	0	0	0
① (新)ひょうご家計応援キャンペーン はばタンPay+(プラス)	5,334	5,334	0	0	0	0	0
② (参考)がんばろう商店街お買い物キャンペーンの実施	-	-	-	-	-	-	-
③ (新)LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減対策	1,768	1,768	0	0	0	0	0
(2) 子育て世帯への支援	203	21	0	172	10	0	0
① 子ども食堂の運営支援	6	6	0	0	0	0	0
② (新)ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援	5	0	0	0	5	0	0
③ ふるさとひょうご寄附基金への積立	5	0	0	0	5	0	0
④ 学校給食費等負担軽減に対する支援	15	15	0	0	0	0	0
⑤ ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給	163	0	0	163	0	0	0
⑥ 子育て世帯生活支援特別給付金の支給	9	0	0	9	0	0	0
(3) 光熱費等高騰影響の緩和	3,905	3,905	0	0	0	0	0
① 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策	1,185	1,185	0	0	0	0	0
② 私立学校における光熱費等高騰対策	317	317	0	0	0	0	0
③ 医療機関等における光熱費高騰対策	2,395	2,395	0	0	0	0	0
④ 障害者施設の授産商品認知度向上による販売促進	8	8	0	0	0	0	0

# 施策体系別事業一覧 (2/2)

(単位：百万円)

事業名	金額	国庫			特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金	その他 補助金			
<b>02 事業者の経済活動への支援</b>	<b>5,177</b>	<b>5,177</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 中小企業等への支援	3,371	3,371	0	0	0	0	0
① (新)特別高圧電力を利用する中小企業等への支援	3,225	3,225	0	0	0	0	0
② (新)中小企業等における新事業展開への支援	109	109	0	0	0	0	0
③ 地場産業等LPガス価格高騰対策	37	37	0	0	0	0	0
(2) 公共交通等事業者への支援	873	873	0	0	0	0	0
① 地域公共交通における便数に配慮した運行への支援	53	53	0	0	0	0	0
② 公共交通等事業者に対する省エネ化への支援	820	820	0	0	0	0	0
(3) 農林水産事業者への支援	933	933	0	0	0	0	0
① 施設園芸省エネ機器等の導入支援	30	30	0	0	0	0	0
② 農業生産コストの低減支援	575	575	0	0	0	0	0
③ 粗飼料価格高騰に対する酪農家のへ支援	290	290	0	0	0	0	0
④ (新)重大家畜伝染病侵入防止対策への支援	38	38	0	0	0	0	0
⑤ (新)水産加工業者向け「豊かな海づくり資金」の拡充	-	-	-	-	-	-	-
<b>03 新型コロナウイルス感染症5類移行への対応</b>	<b>20</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 5類移行への対応	20	13	7	0	0	0	0
① (新)医療ひっ迫時の高齢者施設等への支援体制の確保	7	0	7	0	0	0	0
② (新)下水サーベイランス実証実験の実施	10	10	0	0	0	0	0
③ (新)ICTを活用した感染拡大の前兆把握	3	3	0	0	0	0	0
<b>合計</b>	<b>16,407</b>	<b>16,218</b>	<b>7</b>	<b>172</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

# 01 県民生活の安定化に向けた支援

兵庫県 令和5年度 6月補正予算（緊急対策）

【新】 ■ ひょうご家計応援キャンペーン プレミアム付デジタル券「はばたんPay+（プラス）」：53.4億円

- 食料品等の値上がりを踏まえ、家計を応援するため、スーパー等の小売店、飲食店などで幅広く使えるスマホアプリ  
〔はばたんPay+（プラス）〕を活用した家計応援事業を実施

- ・対象店舗 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、書店、家電量販店、飲食店、直売所等（今後、募集予定）
- ・募集開始 R5.8月〔予定〕
- ・利用期間 R5.9月～R6.2月（約6ヶ月）〔予定〕



	一般枠	+	子育て応援枠
対象者	すべての県民（子育て世帯含む）		18歳以下の子どもがいる全世帯
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売		一口7,500円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%		<b>50%</b>
申込上限	1人あたり4口		1世帯あたり2口

<購入イメージ（父・母・子ども2人の4人世帯で、総額50,000円分購入した場合）>



- 携帯電話販売店や市町等と連携し、**高齢者などスマホの使い方に不慣れな方へのサポートを実施**
- はばたんPay+のPRと県内の地場産品や県産農産物の購入を促進するため、**キックオフイベントを開催（R5.8月）**〔予定〕

【参考】がんばろう商店街お買い物キャンペーンの実施（R4→R5繰越予算12億円）

- 商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券発行等を支援

**【新】 ■ LPガス販売事業者を通じたLPガス利用者負担の軽減：17.7億円**

- 国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、**1契約あたり総額3,700円の料金軽減対策を実施**



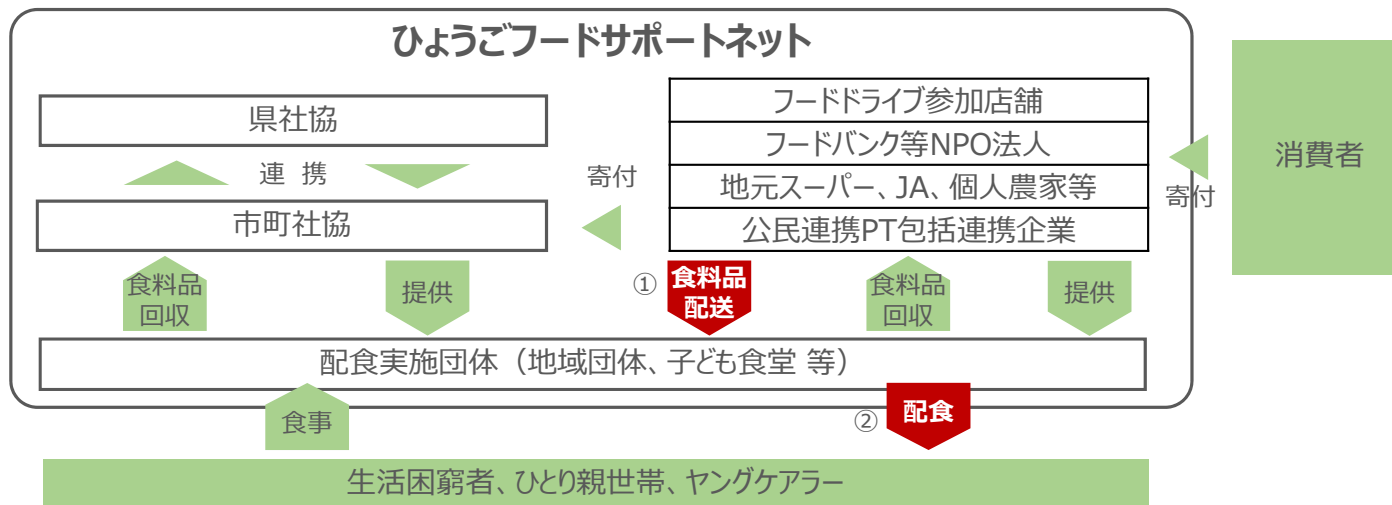


## ■ 子ども食堂の運営支援：600万円

- 物価高騰により**増加する食材費等を支援**
  - ・補助要件 R5.6月～R6.3月に10回以上開催(概ね月1～2回程度)
  - ・補助額 月1回開催：1万円/団体、月2回開催：2万円/団体

## 【新】 ■ ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ推進支援：500万円(ふるさと寄附金を活用)

- ひょうごフードサポートネット参画団体による**食材や弁当を生活困窮世帯等へ届ける取組を支援**
  - ・支援内容
    - ①**食料品配送支援** 配食実施団体へ食料配送を行うフードバンク・ドライブ等を支援
    - ②**配食支援** 弁当を生活困窮世帯等へ届ける配食実施団体を支援



ひょうごフードサポートネット会議の様様

## ■ 学校給食費等の負担軽減に対する支援：1,500万円

- 物価高騰に伴う保護者等の負担軽減を図るため、**学校給食費の令和5年度における増額分を支援**
  - ・**実施内容** 給食費の増額分を保護者等に補助
  - ・**対象校** 県立学校のうち給食等実施校（特別支援学校、定時制高校）

## ■ 低所得子育て世帯等に対する支援：1.7億円

- 食費等の物価高騰等に直面する低所得者に対して、**生活支援特別給付金を支給**（原則、5月末までに支給完了）

支援金等の名称	概要
ひとり親世帯生活支援特別給付金	<p><u>低所得のひとり親世帯</u>に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支給対象 児童扶養手当受給者等</li> <li>○支給金額 <b>児童1人あたり5万円</b></li> </ul>
子育て世帯生活支援特別給付金	<p><u>低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯</u>に対し、生活支援特別給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体 <u>市町（国から市町への直接補助）</u> ※県は広報活動、市町へのデータ提供 等</li> <li>○支給対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童かつ住民税均等割非課税世帯 等</li> <li>○支給金額 <b>児童1人あたり5万円</b></li> </ul>

**■ 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策：11.9億円**

- 光熱費・食費等の高騰による**利用者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**

**① 対象施設**

- ・高年齢施設：7.3億円

特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約5,000施設）

- ・障害者施設：2.3億円

障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約2,500施設）

- ・保育施設等：2.1億円

私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ 等（約800施設）

- ・その他の施設：0.2億円

児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設 等（約200施設）

※いずれも、県所管分を対象

**② 支給単価** 施設区分（入所・通所・訪問）、定員等に応じて段階的に設定

※定員10～19人の特別養護老人ホーム・障害者支援施設 22.5万円

定員30～39人の保育所 12.6万円 等

**■ 私立学校における光熱費等高騰対策：3.2億円**

- 光熱費・食費等の高騰による**保護者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**

- ・対象施設 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校（約400施設）

- ・支給単価 定員規模に応じて段階的に設定

※定員500人の私立高等学校 約181万円、定員120人の専修学校 45万円 等

**■ 医療機関等における光熱費高騰対策：24億円**

- 物価高騰等の影響を受けている医療機関等に対して、**光熱費の上昇分を支援するため、一時支援金を支給**
  - ・**対象施設** 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所等（約20,000施設）
  - ・**支援単価** 有床施設 20千円/床、無床施設 50千円/施設

**■ 障害者施設で製作された商品等の販売促進：800万円**

- 原材料費の増加による工賃への影響を軽減するため、**授産商品の販売力を強化**
  - ・県内各地で、複数の障害福祉サービス事業所が授産商品を販売するイベントを開催（R5.9月～R6.2月）
  - ・インターネットショップ「+NUKUMORI」の送料無料化（現行：税込3,000円以上のみ）



+NUKUMORI



02

# 事業者の経済活動への支援

兵庫県 令和5年度 6月補正予算（緊急対策）

### 【新】 ■ 特別高圧電力を利用する中小企業等への支援：32.3億円

- 国の電気・ガス価格激変緩和対策の対象とならない**特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援として、高圧電力利用事業者に対する国の支援に準じた負担軽減対策**を実施
  - ・**対象** 特別高圧電力で受電する県内中小企業等  
(受電者が大企業である商業施設等の場合であっても、テナントとして入居する中小企業等は補助対象)
  - ・**支援単価** R5.4月～8月:3.5円/kwh、R5.9月:1.8円/kwh (国の高圧電力に対する支援単価並)
  - ・**申請受付** R5.10月開始予定

### 【新】 ■ 中小企業等における新事業展開への支援：1.1億円

- 原材料・物価高騰の影響に対応するため、デジタル化・省人化によるコスト削減に資する設備を導入し、新事業へのチャレンジに取り組む県内中小企業者を支援する**「デジタル化・省人化推進枠」を創設**
  - ・**対象要件** 対象1ヶ月の売上高が、基準1ヶ月と比較して10%以上減少等  
※R5.1月以降とR2～R4年同月で比較
  - ・**補助金額** 35万円、50万円、75万円 (事業費に応じて定額)
  - ・**対象経費** システム導入費、設備導入費、広告宣伝費 等



飲食店の注文受注・会計の業務システム化

### ■ 地場産業等におけるLPガス価格高騰対策：3,700万円

- 本県地場産業の中でも、**国の燃料油価格激変緩和対策の対象とならないLPガスの使用料について、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援**を実施
  - ・**対象業種** 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業 (淡路瓦、丹波立杭焼等)
  - ・**支援金** LPガス使用量に応じ、最大70万円



**■ 地域公共交通における便数に配慮した運行への支援：5,300万円**

○燃料油価格高騰の中、**便数等を維持して運行に取り組む地域公共交通事業者を支援**

・**補助対象** 路線バス事業者、地域鉄道事業者、生活航路事業者

・**補助期間** 1ヶ月間

※別途、国支援分1ヶ月間とあわせて2ヶ月間

**■ 公共交通等事業者に対する省エネ化への支援：8.2億円**

○燃料油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者に対し、**省エネ性能に優れたエコタイヤの購入費用を支援**

・**補助単価** 路線バス事業者 22,500円/本〔上限 13万5千円/台〕

タクシー事業者 4,000円/本〔上限 1万6千円/台〕

トラック事業者 5,000円/本〔上限 20台未満：3万円/台、20台以上：60万円/事業者〕

## ■ 農林水産事業者への支援：9.3億円

- 燃料油価格高騰等によるコスト増加を緩和するため、業種に応じて必要な支援を実施

対象業種	支援内容・対象経費等	予算額																							
農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設園芸生産者に対し、省エネ機器等の導入を支援</li> <li>農業者に対し、生産コスト低減機器等の導入を支援</li> </ul>	6.0億円																							
畜産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援</li> <li><b>【新】</b> 鳥インフルエンザ等の発生リスクに対応するため、防鳥ネット、金属フェンスの改修等を支援</li> </ul>	3.3億円																							
水産業等	<p><b>【新】</b> 水産加工業者向け「豊かな海づくり資金」の拡充 光熱費等の高騰に加え、原材料高に苦しむ水産加工業者を支援するため、<u>光熱費や原材料購入費に使える運転資金の貸付限度額の拡充、貸付利率の低減（▲1/2）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>拡充後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">対象者</td> <td colspan="2">水産加工業者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資金使途</td> <td colspan="2">運転資金（光熱費、加工原材料購入費等）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸付限度額</td> <td>個人</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>2,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>貸付利率</td> <td>0.30%</td> <td>0.15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利は令和5年5月31日現在</p>			現行	拡充後	対象者		水産加工業者		資金使途		運転資金（光熱費、加工原材料購入費等）		貸付限度額	個人	1,000万円	1,500万円	法人	2,000万円	3,000万円	金利	貸付利率	0.30%	0.15%	—
		現行	拡充後																						
対象者		水産加工業者																							
資金使途		運転資金（光熱費、加工原材料購入費等）																							
貸付限度額	個人	1,000万円	1,500万円																						
	法人	2,000万円	3,000万円																						
金利	貸付利率	0.30%	0.15%																						



03

新型コロナウイルス感染症 5 類移行  
への対応

兵庫県 令和5年度 6月補正予算（緊急対策）

### 【新】 ■ 医療ひっ迫時の高齢者施設等への支援体制の確保：700万円

- 高齢者施設等において、**大規模クラスター発生時に対応が困難になる場合等に備え、施設の支援体制を確保**
  - ・**往診医師等確保支援相談窓口（仮称）の設置**  
感染流行期に大規模クラスター発生などにより各施設が確保するコロナ対応医療機関での対応が困難になった場合に、県が往診医師等を紹介するための窓口を設置
  - ・**往診応援医療機関への協力金の支給**  
感染流行期において、相談窓口の依頼により往診を行った医師に1日あたり50,000円を支給

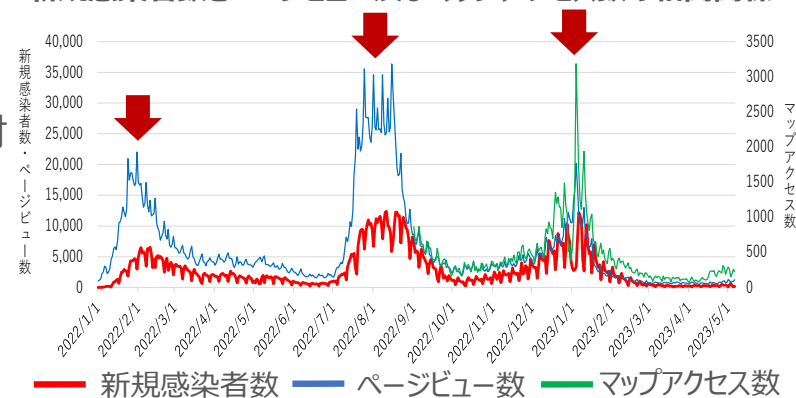
### 【新】 ■ 下水サーベイランス実証実験の実施：1,000万円

- **感染動向を把握するための一手法として、下水中に含まれるウイルスの検出・分析などを行う実証実験を実施**
  - ・**実施期間** 6ヵ月（R5.7～R5.12）週3回採水
  - ・**実施箇所** 2箇所（武庫川・加古川下流流域）

### 【新】 ■ ICTを活用した感染拡大の前兆把握：300万円

- 感染拡大の兆しを早期に把握するため、ICTを活用した分析手法を検討
  - ・**AIつぶやき分析**  
Twitter, Facebook, Instagram等のSNS上のつぶやきを収集・分析
  - ・**県ホームページアクセス分析**  
県ホームページの新型コロナ関連サイトへのアクセス数から早期に感染拡大の前兆を把握

新規感染者数とページビュー及びマップアクセス数の相関関係



令和 5 年 6 月（定例）

第 363 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県



# 目 次

## 令和5年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括 .....	5
2. 一 般 会 計 (第66号議案)	
ア 部局別予算提案額 .....	6
イ 経費別予算提案額 .....	7
ウ 歳入予算提案額 .....	8
3. 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務 .....	10
イ 財 務 .....	11
ウ 危 機 管 理 .....	12
エ 福 祉 .....	13
オ 保 健 医 療 .....	14
カ 産 業 労 働 .....	15
キ 農 林 水 産 .....	16
ク 土 木 .....	17
ケ 教 育 委 員 会 .....	18



# 令和5年度補正予算提案額概計

## 1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同期対比
一般会計	歳入	2,359,716,000	16,407,000	2,376,123,000	99.1
	歳出	2,359,716,000	16,407,000	2,376,123,000	99.1
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,606,258,517	0	1,606,258,517	100.7
	歳出	1,606,258,517	0	1,606,258,517	100.7
	差引	0	0	0	—
計	歳入	3,965,974,517	16,407,000	3,982,381,517	99.8
	歳出	3,965,974,517	16,407,000	3,982,381,517	99.8
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	295,525,800	0	295,525,800	116.1
	歳出	312,247,883	0	312,247,883	115.4
	差引	△ 16,722,083	0	△ 16,722,083	—
合 計	歳入	4,261,500,317	16,407,000	4,277,907,317	100.7
	歳出	4,278,222,400	16,407,000	4,294,629,400	100.8
	差引	△ 16,722,083	0	△ 16,722,083	—

2 一般会計  
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	65,320,846	317,000	317,000	0	0	0	65,637,846	103.5
企 画	7,682,785	0	0	0	0	0	7,682,785	82.3
財 務	468,304,446	5,000	0	5,000	0	0	468,309,446	100.5
県 民 生 活	6,076,827	0	0	0	0	0	6,076,827	103.4
危 機 管 理	8,351,135	1,768,000	1,768,000	0	0	0	10,119,135	106.6
福 祉	367,792,081	1,383,000	1,378,000	5,000	0	0	369,175,081	101.9
保 健 医 療	121,282,792	2,408,000	2,408,000	0	0	0	123,690,792	96.5
産 業 労 働	633,863,837	8,705,000	8,705,000	0	0	0	642,568,837	97.0
農 林 水 産	79,686,578	933,000	933,000	0	0	0	80,619,578	97.3
環 境	4,613,472	0	0	0	0	0	4,613,472	97.3
土 木	126,161,009	873,000	873,000	0	0	0	127,034,009	100.9
まちづくり	14,593,811	0	0	0	0	0	14,593,811	94.4
教育委員会	315,707,708	15,000	15,000	0	0	0	315,722,708	98.3
警 察	136,477,917	0	0	0	0	0	136,477,917	99.9
行政委員会等	3,800,756	0	0	0	0	0	3,800,756	94.8
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,359,716,000	16,407,000	16,397,000	10,000	0	0	2,376,123,000	99.1



## イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源		
I 一般行政経費	1,839,114,954	16,407,000	16,397,000	10,000	0	0	1,855,521,954	99.1
(1) 人件費	433,174,759	0	0	0	0	0	433,174,759	95.8
職員給等	417,768,759	0	0	0	0	0	417,768,759	100.0
退職手当	15,406,000	0	0	0	0	0	15,406,000	44.8
(2) 物件費	11,662,773	82,010	82,010	0	0	0	11,744,783	97.0
(3) その他	1,394,277,422	16,324,990	16,314,990	10,000	0	0	1,410,602,412	100.2
II 投資的経費	183,056,391	0	0	0	0	0	183,056,391	101.1
(1) 普通建設事業費	173,051,347	0	0	0	0	0	173,051,347	101.3
(イ) 補助事業	93,558,000	0	0	0	0	0	93,558,000	104.0
(ロ) 単独事業	69,051,347	0	0	0	0	0	69,051,347	98.2
(ハ) 国直轄負担金	10,442,000	0	0	0	0	0	10,442,000	99.4
(2) 災害復旧事業費	10,005,044	0	0	0	0	0	10,005,044	97.8
(イ) 補助事業	10,005,044	0	0	0	0	0	10,005,044	97.8
(ロ) 単独事業	0	0	0	0	0	0	0	—
(ハ) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	266,494,262	0	0	0	0	0	266,494,262	99.3
IV 繰出金	71,050,393	0	0	0	0	0	71,050,393	94.0
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,359,716,000	16,407,000	16,397,000	10,000	0	0	2,376,123,000	99.1

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期対 比
県 税	808,200,000	0	808,200,000	103.8
(1) 普 通 税	808,165,000	0	808,165,000	103.8
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	100,233,000	0	100,233,000	100.9
(1) 特別法人事業譲与税	95,500,000	0	95,500,000	100.8
(2) 地方揮発油譲与税	3,525,000	0	3,525,000	100.9
(3) 石油ガス譲与税	128,000	0	128,000	116.4
(4) 自動車重量譲与税	642,000	0	642,000	99.7
(5) 森林環境譲与税	188,000	0	188,000	100.0
(6) 航空機燃料譲与税	250,000	0	250,000	103.3
地 方 特 例 交 付 金	3,101,000	0	3,101,000	94.9
地 方 交 付 税	342,900,000	0	342,900,000	100.6
(1) 普 通 交 付 税	338,800,000	0	338,800,000	100.7
(2) 特 別 交 付 税	4,100,000	0	4,100,000	93.2
臨 時 財 政 対 策 債	26,400,000	0	26,400,000	57.9
調 整 債	7,872,000	0	7,872,000	97.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,386,000	0	1,386,000	94.3
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一 般 財 源)	1,290,093,000	0	1,290,093,000	101.0
分 担 金 及 び 負 担 金	4,047,878	0	4,047,878	88.1
使 用 料 及 び 手 数 料	19,881,556	0	19,881,556	96.0
国 庫 支 出 金	241,412,802	16,397,000	257,809,802	95.7
財 産 収 入	2,168,764	0	2,168,764	97.0
寄 附 金	304,547	5,000	309,547	126.8
繰 入 金	47,002,196	5,000	47,007,196	106.1
諸 収 入	656,946,557	0	656,946,557	96.5
県 債	97,858,700	0	97,858,700	100.1
合 計	2,359,716,000	16,407,000	2,376,123,000	99.1

### 3 部局別予算提案額の内訳



( 財 務 部 )

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
ふるさと ひょうご 寄附基 積立金	304,242	5,000	0	5,000	0	0	ふるさとひょうご寄附基金積立金 5,000

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
産業保安対策費	25,864	1,768,000	1,768,000	0	0	0	LPガス利用者負担軽減事業費補助 1,768,000

## ( 福 祉 部 )

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	1,269,645	7,000	7,000	0	0	0	高齢者施設等往診支援事業費 7,000
地 域 福 祉 対 策 費	1,055,643	5,000	0	5,000	0	0	ひょうごフードサポートネット・アウトリーチ 推進事業費補助 5,000
障 害 者 福 祉 対 策 費	42,752,570	63,200	63,200	0	0	0	障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 63,200
障 害 児 者 自 立 支 援 費	10,822,763	167,800	167,800	0	0	0	障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 167,800
障 害 者 支 援 推 進 費	431,405	8,000	8,000	0	0	0	就労系障害福祉サービス生産活動活性化支援事業 費 8,000
介 護 保 険 事 業 推 進 費	81,073,796	728,000	728,000	0	0	0	高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 728,000
保 育 対 策 費	36,153,750	204,000	204,000	0	0	0	保育施設等原油価格・物価高騰対策一時支援金 204,000
児 童 福 祉 措 置 費	7,508,991	19,700	19,700	0	0	0	児童養護施設等原油価格・物価高騰対策一時支援 金 19,700
母 子 父 子 福 祉 対 策 費	12,192,581	163,000	163,000	0	0	0	ひとり親世帯生活支援特別給付金支給事業費 163,000
生 活 保 護 法 等 施 行 事 務 費	321,430	17,300	17,300	0	0	0	1 子育て世帯生活支援特別給付金支給事務費 9,000 2 子ども食堂緊急支援事業費補助 6,000 3 保護施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,300

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 費	65,882,649	13,000	13,000	0	0	0	1 感染動向把握手法実証実験事業費 10,000 2 感染拡大前兆把握ICT活用事業費 3,000
医療法等施行経費	606,373	2,258,000	2,258,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 2,258,000
薬機法等施行経費	45,406	137,000	137,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 137,000



(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業振興 対 策 費	66,783	5,334,000	5,334,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 5,334,000
産地振興対策費	136,471	37,000	37,000	0	0	0	地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 37,000
産業振興推進費	1,381,875	3,334,000	3,334,000	0	0	0	1 中小企業等特別高圧電力価格高騰対策 一時支援金 3,225,000 2 中小企業新事業展開応援事業費補助 109,000



(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
運輸事業促進費	1,232,768	873,000	873,000	0	0	0	1 地域公共交通運行支援事業費補助 53,000 2 公共交通等事業者省エネ化支援事業費補助 820,000

(教育委員会)

(単位: 千円)

事 項	令和5年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
体 育 推 進 費	221,588	15,000	15,000	0	0	0	学校給食費等負担軽減事業費補助 15,000



令和 5 年 6 月 (定 例)

第363回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県



# 目 次

總 務 関 係 .....	5
健 康 福 祉 関 係 .....	6
農 政 環 境 関 係 .....	7
建 設 関 係 .....	8
警 察 関 係 .....	12





第67号議案 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正により、地方税の課税免除に伴う減収補填措置の適用要件が見直されたことを踏まえ、事業税の課税免除に係る規定等について所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 知事は、離島振興法に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において同法に規定する離島振興計画に振興すべき業種として定められた製造の事業等の用に供する設備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域等のうち産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして租税特別措置法施行令で定める地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該製造の事業等の用に供する設備を除く。）のうち規則で定めるものを新設し、又は増設した者について、事業税の課税免除をすることができるものとする（第2条関係）。
- (2) 知事は、産業振興促進区域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う一定の個人（過疎地区内において畜産業又は水産業を行う個人を除く。）について、事業税の課税免除をすることができるものとする（第3条関係）。
- (3) その他規定の整備を行う（第1条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

ア 2(1)は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

イ 2(2)は、令和5年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、令和4年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

## 第71号議案 損害賠償額の決定

県立丹波医療センターにおける医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

### 1 事件の概要

令和3年8月、患者（肺膿瘍で同センターに入院歴あり）は目眩があり救急外来を受診。CT検査において、読影医は追加精査の必要性を指摘していた。

令和4年8月、患者は咳が続くためミルネ診療所（丹波市設置、丹波医療センターが指定管理者として運営）にてCT検査を行ったところ肺がん（多発転移）が判明し、令和3年8月当時の担当医等による所見の見落としが判明した。

その後、入院治療を開始し、同年11月、肺がんに起因する肺血栓塞栓症を併発したため転院の後、同年12月に死亡した。

当該医療事故に関し、患者遺族と兵庫県の間で損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

### 2 損害賠償の額

11,250,000円

# 農 政 環 境 関 係

## 第72号議案 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更

第 360 回兵庫県議会において議決のあった第 101 号議案の県立総合射撃場（仮称）整備事業敷地造成・整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事

### 2 契約金額の変更

既に議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,936,460,900 円	1,996,363,600 円	59,902,700 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
176,041,900 円	181,487,600 円	5,445,700 円

### 3 契約の相手方

兵庫県神戸市中央区栄町通 4 丁目 1-11

とびしま ふくいとくべつきょうどうきぎょうたい

飛島・福井特別共同企業体

（代表者）

とびしまけんせつ

飛島建設株式会社神戸営業所

つじの まさひろ  
所 長 辻野 雅敬

（構成員）

ふくいけんせつ

福井建設株式会社

ふくい みきお  
代表取締役 福井 美樹男

### 4 変更の理由

建設工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

# 建 設 関 係

## 第68号議案 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例及び使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

租税特別措置法（以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令の一部改正により、個人が優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置及び法人が土地の譲渡等をした場合の特別税率の適用除外措置について、特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡がこれらの措置の対象から除外されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正

法に基づく事務のうち、特定の民間再開発事業の要件に該当する事業であることについての認定に関する事務を神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市が処理することとする旨の規定を削除する（本則の表30の部関係）。

#### (2) 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

法に関する手数料のうち、特定の民間再開発事業認定申請手数料を削除する（別表第4関係）。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

公布の日

#### (2) 経過措置

個人が行った土地等の譲渡に係る2(1)の認定に関する事務及び2(2)の手数料について、必要な経過措置を定める。

あかしまいこきた

第73号議案 県営明石舞子北第1住宅第2期建築工事請負契約の変更

第355回兵庫県議会において議決のあった、第139号議案 県営明石舞子北第1住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営明石舞子北第1住宅第2期建築工事

2 契約金額

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
664,840,000円	682,742,500円	17,902,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
60,440,000円	62,067,500円	1,627,500円

3 契約の相手方

つちやま  
姫路市土山二丁目13番17号

ほらだ  
株式会社原田工務店

代表取締役 原田 一男

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

## 第74号議案 いかわだに 県営伊川谷住宅建築工事請負契約の変更

第356回兵庫県議会において議決のあった、第155号議案 県営伊川谷住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

### 1 工事名

県営伊川谷住宅建築工事

### 2 契約金額

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,207,800,000円	1,301,340,700円	93,540,700円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
109,800,000円	118,303,700円	8,503,700円

### 3 契約の相手方

神戸市西区<sup>おおつわ</sup>大津和一丁目6番地の2

<sup>かんさい あわじ</sup>関西・淡路特別共同企業体

(代表者)

<sup>かんさい</sup>関西建設工業株式会社

代表取締役 <sup>ひらおか ゆうすけ</sup>平岡 勇介

(構成員)

<sup>あわじどけん</sup>淡路土建株式会社神戸支店

取締役支店長 <sup>かき ちひろ</sup>垣 智博

### 4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

## 第75号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

### 1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区国道175号AB-3ランプ橋上部工事

### 2 契約金額

721,600,000円

### 3 契約の相手方

兵庫県尼崎市西川二丁目15番13号

きよくとう こうわ  
極東興和株式会社 兵庫営業所

所長 なかむら 中村 かずき 和暉

### 4 工事の概要

#### (1) 施工場所

いけじりちょう  
小野市池尻町

#### (2) 工事内容

コンクリート橋

きょうちょう 橋長 L=103.0m ふくいん 幅員 W=7.0(14.5)m

#### (3) 工期

令和6年8月30日限り

### 5 入札の状況

#### (1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

#### (2) 入札参加者数

6者

#### (3) 最低入札金額

720,720,000円

#### (4) 最高入札金額

759,000,000円



# 警 察 関 係

## 第69号議案 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

勤務の特殊性及び国の同種の手当の支給状況を考慮し、警察職員が、クロスボウを使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業に従事したときに特殊勤務手当を支給し、並びに遠隔地水上警戒業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の額を改めることとし、所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

- (1) クロスボウを使用し、又は使用するおそれのある暴力団抗争事件、人質誘拐事件その他凶悪事件において防弾装備を着装して行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業に従事したときに、1日につき1,640円を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額の特殊勤務手当を支給するものとする（第2条関係）。
- (2) 遠隔地水上警戒業務のうち、特に困難で心身に著しい負担を与える業務（業務の特殊性及び高度な危険性を内包している遠隔地水上警戒業務のうち、夜間に行うもの）に従事した場合に支給する特殊勤務手当の額は、1日につき550円を1,100円に加算した額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする（第2条関係）。

区分	作業内容	現行	今回改正
銃砲等特別作業手当	銃砲等使用現場における犯人逮捕等の業務	クロスボウ対象外	クロスボウ対象 820円～1,640円/日支給
遠隔地水上警戒業務手当	国境離島周辺海域での巡視船で行う警戒業務	1,100円/日 (昼夜同額)	夜間に従事した場合 1,650円/日へ増額

### 3 施行期日

公布の日

## 第70号議案 警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

道路交通法の一部改正により、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の運転による交通の危険を防止するための講習制度が創設されることに伴い、同法に関する警察手数料について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の運転による交通の危険を防止するための講習に係る警察手数料を新設し、その金額を講習1時間につき2,000円とする（別表7の部関係）。

### 3 施行期日

令和5年7月1日

質 疑 ・ 質 問 順

( 第 3 6 3 回 定 例 会 )

月 日 / 区 分		順 序		1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5		
第 1 日 6 月 12 日 ( 月 )	代 表 質 問	( 自 民 党 )	( 維 新 の 会 )	( 公 明 党 )	( ひ ょ う ご 県 民 連 合 )			
第 2 日 6 月 13 日 ( 火 )	一 般 質 問	( 自 民 党 )	( 維 新 の 会 )	( 公 明 党 )	( ひ ょ う ご 県 民 連 合 )	( 自 民 党 )		
第 3 日 6 月 14 日 ( 水 )	一 般 質 問	( 自 民 党 )	( 維 新 の 会 )	( 公 明 党 )	( ひ ょ う ご 県 民 連 合 )	( 自 民 党 )		
第 4 日 6 月 15 日 ( 木 )	一 般 質 問	( 自 民 党 )	( 維 新 の 会 )	( 無 所 属 )	( 維 新 の 会 )	( 自 民 党 )		

※ 一般質問については試案

本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項・新旧対照表

1 理由

新任期最初の定例会開催を迎えるにあたり、議場の移転に伴う所要の整備を行うこととあわせ、本会議における質疑・質問にかかるこれまでの申し合わせや確認事項を改めて整理し、下記のとおり申し合わせを行う。

2 内容

下表案のとおり

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p><b>1 質疑・質問の方式</b></p> <p>代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。</p> <p>(1) 一括質問・一括答弁方式 (<u>従来の方式</u>。以下「一括方式」という。)</p> <p>質疑・質問者 (以下「質問者」という。) が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。</p> <p>(2) 一問一答方式 (<u>従来の予算・決算特別委員会の方式</u>)</p> <p>ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p>	<p><b>1 質疑・質問の方式</b></p> <p>代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。</p> <p>(1) 一括質問・一括答弁方式 (以下「一括方式」という。)</p> <p>質疑・質問者 (以下「質問者」という。) が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。</p> <p>(2) 一問一答方式</p> <p>ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）</p> <p>ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p> <p><b>2 再質疑・再質問</b></p> <p>(1) 時間</p> <p>再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。</p> <p>(2) 内容</p> <p>再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。</p>	<p>(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）</p> <p>ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。</p> <p>イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。</p> <p>なお、再質疑・再質問についても同様とする。</p> <p><b>2 再質疑・再質問</b></p> <p>(1) 時間</p> <p>再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。</p> <p>(2) 内容</p> <p>再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>イ <u>一問一答方式及び分割方式において再質疑・再質問を行う場合には、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問であることを発言の最初に必ず明らかにする。</u></p> <p>ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p>	<p>イ <u>再質疑・再質問を行う場合には、<u>発言の最初に、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問を行う旨を必ず明らかにする。</u></u> <u>なお、答弁に対する簡単な意見表明(コメント)を行う場合にも、発言の最初に、その旨を明らかにする。</u></p> <p>ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。</p> <p>オ <u>再質疑・再質問は、質問者が一問ごとに再質疑・再質問を行い、その都度答弁者が再答弁し、再質疑・再質問と再答弁を交互に行う。</u></p> <p>カ <u>再質疑・再質問について、次のことは慎む。</u> ① <u>通告書に記載した項目の範囲内と考えられるものの、最初に発言のあった質疑・質問の要旨とは明らかに関係のない再質疑・再質問、詳細な数字を求める再質疑・再質問。</u> ② <u>あらかじめ準備した原稿を読み上げるなどセレモニー化した再質疑・再質問。</u></p>	<p>本会議の質疑・質問に関する確認事項 (H24. 11. 27 確認) 2(1)を踏まえ補足</p> <p>同上 2(2)</p> <p>同上 2(3)</p>

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p><b>3 発言通告</b></p> <p>(1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。</p> <p>(2) 発言通告書には、発言の方式(一括・分割・一問一答方式)を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。</p> <p><b>4 質疑・質問の順序</b></p> <p>上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。</p> <p><b>5 質疑・質問の場所</b></p> <p>(1) 一括方式の場合</p> <p>一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇(以下「正面の演壇」という。)で行う。</p> <p>答弁(再答弁を含む)の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇(以下「質問者用の演壇」という。)の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。</p> <p>(2) 一問一答方式及び分割方式の場合</p> <p>一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問又</p>	<p><b>3 発言通告</b></p> <p>(1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。</p> <p>(2) 発言通告書には、発言の方式(一括・分割・一問一答方式)を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。</p> <p><b>4 質疑・質問の順序</b></p> <p>上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。</p> <p><b>5 質疑・質問の場所</b></p> <p>(1) 一括方式の場合</p> <p>一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇(以下「正面の演壇」という。)で行う。</p> <p>答弁(再答弁を含む)の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇(以下「質問者用の演壇」という。)の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。</p> <p>(2) 一問一答方式及び分割方式の場合</p> <p>一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問</p>	

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。</p> <p><b>6 答弁の場所及び順序</b></p> <p>(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。</p> <p>(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。</p> <p>(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。</p> <p>なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。</p> <p><b>7 質疑・質問の趣旨確認</b></p> <p>(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。</p> <p>(2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。</p> <p>(3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。</p> <p>(4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言</p>	<p>又は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。</p> <p><b>6 答弁の場所及び順序</b></p> <p>(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。</p> <p>(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。</p> <p>(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。</p> <p>なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。</p> <p><b>7 質疑・質問の趣旨確認</b></p> <p>(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。</p> <p>(2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。</p> <p>(3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。</p> <p>(4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言</p>	



質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>は正面の演壇で行う。</p> <p><b>8 質疑・質問の時間</b>          質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申し合わせ事項」(昭和50年5月22日議会運営委員会決定)のとおり、原則として代表質問にあつては60分(質問40分、答弁20分)、一般質問にあつては45分(質問30分、答弁15分)を目途とする。</p> <p><b>9 残時間表示器</b>  <u>(1) 質問者用の演壇にも残時間表示器を設置し、正面の演壇の当該表示器と併せて常時使用する。</u>  <u>(2) 申し合わせ時間の残り時間がわずかになった場合及びゼロになった場合には、正面の演壇の警告灯が点灯するので、質問者及び答弁者双方とも留意するものとする。</u></p> <p><b>10 その他</b>          (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。          なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。          (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、質疑・質問と関係のない冗長な発言は慎むものとする。</p>	<p>は正面の演壇で行う。</p> <p><b>8 質疑・質問の時間</b>          質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申し合わせ事項」(昭和50年5月22日議会運営委員会決定)のとおり、原則として代表質問にあつては60分(質問40分、答弁20分)、一般質問にあつては45分(質問30分、答弁15分)を目途とする。</p> <p><b>9 残時間表示器</b>  <u>議場内に残時間表示器を設置し、常時使用する。</u></p> <p><b>10 その他</b>          (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。          なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。          (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、<u>質疑・質問と関係のない冗長な発言、答弁に対する感謝の言葉は慎むものとする。</u></p>	<p>本会議場移転に伴う          所要の改正</p> <p>本会議の質疑・質問に関する確認事項          (H24. 11. 27 確認)</p>

質疑・質問に関する申し合わせ事項 (H24. 5. 7 確認)	案	備考
<p>(3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。</p> <p>(4) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。</p>	<p><u>なお、質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質疑・質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、答弁後の質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明（コメント）は、良識の範囲内で認める。</u></p> <p>(3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。</p> <p><u>(4) 質疑・質問の終わり方については、質疑・質問が終わりであることを宣告する場合でも会議規則第51条の規定に基づき、議長に発言の許可を得てから行う。</u></p> <p><u>(5) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。</u></p>	<p>1 (1)、3 (1)、1 (2)</p> <p>同上 3 (2)</p>

### 3 現行の申し合わせ等の取扱

「質疑・質問時間の遵守に関する申し合わせ事項」（平成14年10月25日議会運営委員会確認）、「質疑・質問に関する申し合わせ事項」（平成24年5月7日議会運営委員会確認）、「本会議の質疑・質問に関する確認事項」（平成24年11月27日議会運営委員会確認）は廃止する。

# 残時間表示器

正面演壇から



議員議席側から



【議場（大会議室）】

## 《表示例》



質問開始時（一般質問）～



～ 残時間 減 ～

～ 残り1分未満 ～



～ 時間満了時（ゼロ表示）



## 本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項

(令和5年 月 日議会運営委員会確認)

### 1 質疑・質問の方式

代表・一般質問における質疑・質問の方式は、次のいずれかから選択する。

(1) 一括質問・一括答弁方式（以下「一括方式」という。）

質疑・質問者（以下「質問者」という。）が質疑・質問をすべて一括して行い、質疑・質問が終了した後、答弁者が一括して答弁する。

(2) 一問一答方式

ア 質問者が一問ごとに質疑・質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質疑・質問と答弁を交互に行う。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

(3) 分割質問・分割答弁方式（以下「分割方式」という。）

ア 質問者が複数の質疑・質問を一括りにして行い、その後、答弁者が当該質疑・質問に対して答弁を行い、以下、同様の手順を繰り返す。

イ 質問者は、会議規則第51条第1項の規定に基づき、一括りにした質疑・質問ごとに議長の発言の許可を得なければならない。

なお、再質疑・再質問についても同様とする。

### 2 再質疑・再質問

(1) 時間

再質疑・再質問は、「8 質疑・質問の時間」又は議会運営委員会で決定する各議員の質疑・質問時間を超えた場合は、行うことができない。

(2) 内容

再質疑・再質問は、会議規則第52条及び第62条に基づき、あらかじめ議長に提出した発言通告書に記載した事項の範囲内で行うこととし、質疑・質問と関連する内容でなければならない。

(3) 留意点

ア 再質疑・再質問は、答弁が不明確又は不十分であった場合に行うものであり、質問者は、質疑・質問の要旨を逸脱して再質疑・再質問を行うことのないよう留意するものとする。

イ 再質疑・再質問を行う場合には、発言の最初に、再質疑・再質問の対象となる質疑・質問項目と再質疑・再質問を行う旨を必ず明らかにする。

なお、答弁に対する簡単な意見表明（コメント）を行う場合にも、発言の最初に、その旨を明らかにする。

ウ 一問一答方式による再質疑・再質問は、一つの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

エ 分割方式による再質疑・再質問は、一括りの質疑・質問項目に対する答弁が終了した際に行うこととし、次の一括りの質疑・質問項目に移った場合には、さかのぼって前の一括りにした項目に対する再質疑・再質問を行うことはできない。

オ 再質疑・再質問は、質問者が一問ごとに再質疑・再質問を行い、その都度答弁者が再答弁し、再質疑・再質問と再答弁を交互に行う。

カ 再質疑・再質問について、次のことは慎む。

- ① 通告書に記載した項目の範囲内と考えられるものの、最初に発言のあった質疑・質問の要旨とは明らかに関係のない再質疑・再質問、詳細な数字を求める再質疑・再質問。
- ② あらかじめ準備した原稿を読み上げるなどセレモニー化した再質疑・再質問。

### 3 発言通告

- (1) 会議規則第52条及び第62条に基づく議長に対する発言の通告は、発言通告書により質疑・質問日の前々日の午後5時までにを行うものとする。
- (2) 発言通告書には、発言の方式（一括・分割・一問一答方式）を明らかにするとともに、分割方式を用いる場合には、発言通告書に記載されている発言の要旨欄に分割する箇所を明示するものとする。

### 4 質疑・質問の順序

上記1のいずれの方式においても質疑・質問は、発言通告書の項目順に行う。

### 5 質疑・質問の場所

- (1) 一括方式の場合

一括方式を選択した質問者は、質疑・質問は議席から向かって正面の演壇（以下「正面の演壇」という。）で行う。

答弁（再答弁を含む）の聴取は、正面の演壇に正対するよう設置された演壇（以下「質問者用の演壇」という。）の脇に設けられた待機席で行い、再質疑・再質問は、質問者用の演壇で行うことを原則とする。

(2) 一問一答方式及び分割方式の場合

一問一答方式及び分割方式を選択した質問者は、第1問又は最初の一括りの質疑・質問は正面の演壇で行い、以降の答弁の聴取及び質疑・質問（再質疑・再質問を含む）は、それぞれ待機席及び質問者用の演壇を使用して行う。

## 6 答弁の場所及び順序

(1) すべての答弁及び再答弁は正面の演壇で行う。ただし、知事及び副知事の再答弁は自席で行う。

(2) 一問一答方式の答弁順序については、発言通告書に記載した質疑・質問項目の順とする。

(3) 分割方式の答弁順序については、一括りにした質疑・質問項目の順とする。

なお、分割方式において、一括りにした質疑・質問項目の中の答弁順序については、一括方式の答弁方法（従来の方法）を用いる。

## 7 質疑・質問の趣旨確認

(1) 質疑・質問に対して、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、質疑・質問の趣旨を確認するための質問者に対する発言を知事等に認めることとする。

- (2) この趣旨確認は、再質疑・再質問以降の質疑・質問に対しても行うことができる。
- (3) 知事等の趣旨確認の発言時間は、質問者の質疑・質問時間に含める。
- (4) 知事及び副知事の趣旨確認の発言を除き、趣旨確認の発言は正面の演壇で行う。

## 8 質疑・質問の時間

質疑・質問の時間は、「議会運営に関する申合せ事項」（昭和50年5月22日議会運営委員会決定）のとおり、原則として代表質問にあつては60分（質問40分、答弁20分）、一般質問にあつては45分（質問30分、答弁15分）を目途とする。

## 9 残時間表示器

議場内に残時間表示器を設置し、常時使用する。

## 10 その他

- (1) 質問者及び答弁者双方とも、質疑・質問時間の遵守に最大限努めるとともに、質疑・質問及び答弁に当たっては、要領よく簡潔に行うよう努めるものとする。

なお、一問一答方式及び分割方式を選択した場合には、特に留意するものとする。

- (2) 質疑・質問に際して、感謝の言葉や歓迎のあいさつなど、質疑・質問と関係のない冗長な発言、答弁に対する感謝の言葉は慎むものとする。

なお、質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質疑・質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、答



弁後の質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明（コメント）は、良識の範囲内で認める。

- (3) 一問一答方式における答弁においては、答弁者は、質問者の発言内容を繰り返すことを極力控えるものとする。
- (4) 質疑・質問の終わり方については、質疑・質問が終わりであることを宣告する場合でも会議規則第51条の規定に基づき、議長に発言の許可を得てから行う。
- (5) 質疑・質問の運用状況を踏まえ、必要に応じて、この申し合わせの見直しを行う。

令和5年度 夏期の服装について

◎県議会における夏期の服装を次のとおりとする。

(1) 7月、8月

ノー上着、ノーネクタイの軽装

(2) 6月、9月

軽装を奨励

(3) 5月、10月

それぞれの議員が体調や気温等に応じて、軽装にするかどうかを自主的に判断

注) 本会議・委員会への出席及び議員との対応に当たる当局職員の服装については、自主的な判断に委ねる。(議会事務局職員も同様)

月	服装
5月	自主判断
6月	軽装を奨励
7月	ノー上着、ノーネクタイの軽装
8月	
9月	軽装を奨励
10月	自主判断